

物品取引契約約款

株式会社奥村組(以下「甲」という。)と材料等の販売業者又はリース業者等(以下「乙」という。)は、この約款、注文書、注文請書並びにこれらに付随する見積書、内訳書及び製作図等の書類(以下総称して「本契約」という。)の定めに従い、本契約について、互いに協力し、誠実に履行する。

第1条(売買契約)

1 注文書及び注文請書の品名欄に記載の品物が売買の対象物(以下「売買対象物」という。)とされているときは、乙は、甲に対し、注文書及び注文請書に記載の納期、納入場所その他売買の条件に基づき、売買対象物を売り渡し、甲は、これを買受ける。

2 前項にかかわらず、納期が期間により定められている場合は、乙は当該期間内において甲が別途指定する期日に、一括又は分割して納入する。

第1条の2(賃貸借契約)

1 注文書及び注文請書の品名欄に記載の品物が賃貸借の対象物(以下「賃貸借対象物」という。)とされているときは、乙は、甲に対し、注文書及び注文請書に記載の納期、納入場所その他賃貸借の条件に基づき、賃貸借対象物を賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項にかかわらず、納期が期間により定められている場合は、前条第2項の規定を適用する。

3 甲は、賃貸借期間が満了する前に、書面又は電磁的方法により乙に通知して、賃貸借契約の期間を変更し、又は全部若しくは一部を中止し若しくは解除することができる。この場合、甲及び乙は協議して賃貸借契約の内容を変更する。

第2条(検査)

1 甲は、納入場所において売買対象物又は賃貸借対象物(以下併せて「物品」という。)の納入を受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したものについて引渡しを受ける。

2 甲は、前項の検査の結果、物品の種類、品質、数量又は性能に関して、本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があった場合は、乙にその旨を通知する。

3 契約不適合と認める物品があった場合、甲は、乙に対し、甲が指定する期日までに当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し(以下「修補等」という。)を請求することができる。

4 前項に規定する場合、甲は、乙に対し、乙の費用により第2項の通知から10日以内に契約不適合と認める物品の引取りを請求できるものとし、乙が当該期間内に当該物品を引取らないときは、甲は、乙の費用負担によりこれを返送又は処分することができる。

第3条(所有権)

1 売買対象物の所有権は、第2条の検査に合格した時点をもって、乙から甲に移転する。

2 賃貸借対象物の所有権は、甲に移転しない。

第3条の2(返還時の原状回復等)

1 賃貸借期間が終了した場合、甲は、直ちに物品を納入場所と同じ場所において乙に返還する。但し、甲と乙が返還場所を別途合意した場合は、甲は当該場所において返還する。

2 乙は、甲から物品の返還を受けたときは、遅滞なく受入検査を行い、その結果を甲に通知する。

3 前項の受入検査において返還された物品に通常の使用によって生じたものといえない毀損等が認められる場合、甲は、原状に復するか、又はその修理費用を乙に支払う。但し、当該毀損等が甲の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第4条(危険負担等)

1 乙が甲に売買対象物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその物品が甲乙双方の責に帰することができない事由によって滅失、毀損又は変質等したときは、甲はその滅失又は毀損等を理由として、修補等による履行の追允の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。この場合において、甲は代金の支払を拒むことができる。

2 賃貸借対象物の甲への引渡し後、その全部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合、当該賃貸借はこれによって終了する。

3 前項の場合において、当該事由が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙はこれによって生じた損害の賠償を甲に請求することができる。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

第5条(代金の支払)

1 甲は、乙に対し、第2条の検査に合格した物品について、注文書及び注文請書に記載の支払条件に基づき、本契約に係る代金を支払う。

2 甲は、乙に対し、金銭債権を有するときは、弁済期にあるか否かを問わず、いつでも当該金銭債権と乙に対する金銭債務とを対当額で相殺することができる。

第6条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約から生ずる契約上の地位を移転し、又は権利義務を第三者に譲渡若しくは質権その他の担保に供してはならない。

第7条(契約不適合責任)

1 甲は、物品が第2条による検査に合格した後であっても、契約不適合と認める物品があったときは、乙に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補等を請求することができる。この場合、民法第562条第1項但し書きは適用しない。

2 乙は、甲が前項により修補等を請求したときは、その期間内に修補等を行わなければならない。

3 甲が修補等の請求をしたにもかかわらず、乙がこれを実施しないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて本契約に係る代金の減額を請求ことができ、又は自ら修補をした若しくは第三者に補修をさせた費用を請求することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、甲は、乙に対して契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

5 乙は、甲が甲の発注者(注文書及び注文請書に記載の工事件名に係る甲の工事請負契約における注文者のことをいう。以下同じ。)との間で締結した工事請負契約に基づいて負う契約不適合責任の期間中、甲に対して前各項に規定する契約不適合責任を負う。

第8条(第三者の損害)

1 乙は、物品が第2条による検査に合格した後であっても、物品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体、財産等に損害を与えたときは、自己の責任と費用でその処理、解決にあたるものとする。

2 前項にかかわらず、甲が処理、解決を行うことにより損害を被った場合、乙は、これを賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

第9条(履行遅滞の場合における違約金等)

1 甲は、乙が物品を納期までに納入場所に納入しないときは、乙に対し、納期の翌日から納入までの間の遅滞日数に応じて、債務不履行に係る売買対象物の売買代金相当額又は賃貸借対象物の賃借料総額に対し、いずれも年10パーセントの割合で計算した違約金を請求できる。

2 乙の責めに帰すべき事由による履行遅滞により、甲が損害を被ったときは、甲は、乙に対し、前項の違約金のほか、甲が被った損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

第10条(甲の解除権・損害賠償)

1 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく物品を納期までに納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく修補等を行わないとき。

(3) 手形若しくは小切手の不渡り等支払を停止し、又は支払不能の状態に陥ったとき。

(4) 差押え、仮差押え、保全差押え又は滞納処分による差押えを受けたとき。

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停その他これに類する倒産手続の申立てがあったとき。

(6) 乙及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれかに該当することが判明したとき。

a. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

b. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

c. 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

e. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

f. 自ら又は第三者を利用して、甲、発注者又は発注者の関係者に対し、詐欺、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

(7) 乙が物品を調達する先(以下「再調達先」という。)及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が前号に掲げるaからfのいずれかに該当し、甲が乙に対し、相当の期間を定めたとえ、当該再調達先との契約を解除するよう指示してもこれがなされないとき。

(8) 第11条第1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、本契約の規定に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、これを賠償又は補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

第11条(乙の解除権・損害賠償)

1 乙は、甲が次のいずれかに該当するときは本契約を解除することができる。

(1) 甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 甲が本契約に係る代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

2 乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

第12条(売買対象物に係る契約の解除に伴う措置)

第10条又は第11条の規定によって本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、第2条の検査に合格した売買対象物に係る売買代金を支払条件に従い支払うものとし、当該売買対象物を乙に返還することを要しない。

第12条の2(賃貸借対象物に係る契約の解除に伴う措置)

1 第1条の2第3項、第10条又は第11条の規定によって本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、第2条の検査に合格した賃貸借対象物の賃貸借期間のうち使用収益した期間の割合に応じた賃借料を支払う。

2 第10条の規定により、甲が本契約を解除した場合において、乙が当該契約の賃貸借対象物を第三者から賃借していた場合、甲は、乙に対し、かかる第三者との賃貸借契約における乙の契約上の地位を甲に承継させるよう請求することができる。この場合、乙は、当該乙の契約上の地位を甲に承継させるとともに、承継前に発生した乙の債務を甲が負うことのないよう必要な措置を講じるものとし、甲は、乙に対し、当該賃貸借対象物の返還義務を負わないものとする。

第13条(秘密の保持)

1 甲及び乙は、本契約に関して、相手方から提供を受けた秘密情報(発注者の個人情報、技術、営業上の秘密等)を、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約の履行(本契約の締結に至る見積作業等の過程を含む。)以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、前項に違反したこと起因して甲又は発注者に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

第14条(特許権等の使用)

1 乙は、物品が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権その他これらに類似する権利(出願中のものを含む。以下「知的財産権等」という。)を侵害しないことを保証する。

2 乙は、物品に関して、第三者から知的財産権等の侵害を理由に何らかの請求を受け、又はそのおそれのあると判断された場合には、遅滞なく甲に通知する。

3 乙は、第三者との間に知的財産権等に関する紛争が生じたとしても、乙の責任と費用負担で当該紛争の一切を解決するものとする。

4 乙は、前三項の規定に違反したことにより、甲又は発注者に損害を与えた場合は、一切の損害を賠償しなければならない。

第15条(紛争の解決)

本契約に関し、紛争が生じた場合には、本契約に記載の甲の住所地を管轄する地方裁判所(支部を除く。)を第一審の合意管轄裁判所とする。

第16条(契約外の事項)

本契約についての疑義及び定めのない事項については、甲と乙との取引慣行に従い、双方誠意をもって協議し定める。